

住民投票の「効力に関する異議の申出」棄却

写真は大阪市選挙管理委員会の「決定書(写)」である。7日のプレス資料に掲載されていた。こんな申出が出ているとは驚いた。たぶん維新支持者なのだろう。重要な指摘もあるので紹介しておく。

先の住民投票に係る投票の効力に関する異議の申出が11月11日にあり、大阪市選挙管理委員会は12月7日に「棄却」と決定した。申出の要旨は、住民投票直前に財政局が毎日新聞に「試算」を情報提供したこと、毎日新聞が「試算」を報道したこと、そして「試算」の数字を反対派が運動に使用したことは公職選挙法の規定に違反するというもの。決定では、いずれも選挙の管理の任にあたる機関にあらず、いずれも選挙の規定に違反するとはいえないと。

「およそ本件投票において、いかなる得票のもとに賛否が決定されるかの要件は複雑にして単純ではない。

すなわち、本件投票において、いかなる得票のもとに賛否が決定されるかについては、特別区設置協議会が作成した特別区設置協定書の内容、特別区設置協議会や府市両議会での議論内容、大阪市が発行する区広報紙の内容、大都市法第7条第2項の規定に基づく特別区設置協定書の内容についての大阪市長の分かりやすい説明の内容、大阪市議会議員の意見が掲載された投票公報の内容、テレビ、新聞、ラジオなどの各種報道機関の報道内容、賛成派や反対派の投票運動、その他諸々の事項に左右されるし、また、これらの事項が有権者の間にどの程度知らされているかによっても左右されるものである。

そしてこれらのことは、この間の特別区制度に関する様々な議論や情報媒体を通じて、平常、自然の間に有権者の間に理解を深められるものであり、選挙人はこのようにして自ら認識したところに基づき、自己の自由な判断によって賛否を選択するものである。とすると、毎日新聞社の報道等は、申出人の主張するように投票の決め手になるというものではなく、要するに、選挙人の判断の材料に一資料を加えたということとどまり、その自由な判断を阻害し、もしくは自由な判断の表明を妨げるものということとはできず、本件において選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態が生じたとはいえない。

したがって、毎日新聞社や住民投票の反対派の行為が、大都市法第7条第6項において準用する公選法第148条第1項但書の規定に違反するか否かについて論ずるまでもなく、本件投票の自由公正が失われたとすることはできず、申出人の主張には理由がない。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。」

(2020年12月15日)

